

中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託仕様書（案）

1. 業務名

中区和菓子屋めぐりデジタルスタンプラリー事業 業務委託

2. 委託期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

3. 委託業務の目的及び概要

中区には、県内外に広く知られた和菓子メーカーや工場があり、区の魅力の一つとなっている。本事業は、中区管内の和菓子屋を巡ることで、地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、特産品としての「和菓子」を広く発信することを目的として実施するものである。

本事業の概要は、中区管内の和菓子屋を巡り、対象店舗で商品購入時に QR コードを読み取ってデジタルスタンプを獲得し、獲得したスタンプの数に応じて景品（中区の特産品）が当たるキャンペーンに応募をしてもらう企画とする。

4. 委託業務の内容

本業務の基本的な内容は、下記のとおりとする。

（1）コンセプトの構築及び実施計画の策定

- ①本業務の実施計画（事業計画及びスケジュール等）を策定すること。
- ②本業務の目的を達成するため、参加者が中区の特産品としての「和菓子」に興味を持ち、地域への誇りと愛着が醸成されるようなコンセプトも含めて提案すること。

（2）デジタルスタンプラリーの実施

- ①中区管内の和菓子屋を巡るデジタルスタンプラリー企画を実施すること。

（ア）実施時期

令和8年10月～令和8年12月の間の約2ヶ月間程度

（具体的な事業実施時期については、岡山市と協議のうえ決定する。）

（イ）実施場所

岡山市中区管内の和菓子屋・直売のある工場 8店舗程度

（ウ）実施内容

企画制作に関する一切の業務

（デジタルスタンプラリー企画の作成、参画店舗との調整、景品の購入及

び発送など本企画の実施に関する一切の業務)

※上記内容に定めのない業務については、十分に協議の上、実施する。

②本企画の実施に係る具体的な業務内容は次のとおりとする。なお、以下に記載する本企画の実施に係る費用は全て当初の契約金額に含むものとする。

(ア) デジタルスタンプラリーシステムの構築

- ・スマートフォンやタブレットで QR コードを読み取るとデジタルスタンプを獲得することができるデジタルスタンプラリーシステムを構築する。
- ・既存アプリケーションソフト（以下「アプリ」という。）または WEB ブラウザを活用する等、スマートフォン等で手軽に参加できる分かりやすい運用とすること。
- ・可能な限り多くの端末機種に対応可能なシステムとし、参加者が所有するスマートフォン等の WEB ブラウザ上で使用できるようにすること。
- ・参加者が対象店舗で商品購入時、レジ横などに設置している QR コードをスマートフォンやタブレットで読み取ること、デジタルスタンプを獲得できる仕様とすること。また集めたスタンプの個数に応じて段階的に応募できる設定とすること。
- ・ユーザー登録機能を用いることを可能とする。
- ・安定してデジタルスタンプラリーに参加できるように、アプリ等の不具合等が発生した場合には、迅速に対応すること。

(イ) 参画店舗の募集

- ・岡山市中区管内にある和菓子屋等にアプローチして参加を募り、岡山市に提案し、両者で協議のうえ決定する。

(ウ) 景品について

- ・景品は、中区の企業の商品や特産品など、中區に縁のあるものを中心とすること。参加動機を刺激するような魅力的なものとし、景品の内容及び数量を提案すること。なお、景品は、提案内容を基に岡山市と協議のうえ決定する。
- ・抽選や景品の購入及び発送など景品が参加者に渡るまでの一連の業務は受託者にて実施すること。景品に係る費用（購入費、梱包費、抽選・発送等）は、当初の契約金額に含むものとする。なお、景品は、景品表示法の金額内とすること。
- ・デジタルスタンプラリー実施期間終了後、応募者の抽選を行い、速やかに当選者に景品を送付すること。
- ・個人情報、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡のみに利用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できる

ようにすること。なお、当選者一覧を作成し、岡山市へ提出すること。

【留意事項】

- ・参加者が楽しみながら中区管内の和菓子屋を巡ることができるようなものとし、参加意欲の向上を図る企画を構成し提案すること。
- ・デジタルスタンプラリーの実施に必要な備品（提案内容に応じ、QRコードを印刷したPOPなど）がある場合には受託者にて準備すること。
- ・実施期間中にシステムにトラブルが生じた場合は速やかに対応すること。
- ・参加者や参画店舗からの問い合わせに対応すること。
- ・SNSでの投稿等、参加者による情報の拡散を図る仕組みを取り入れるよう努めること。
- ・上記に記載の内容以外でも、さらなる集客が見込まれる等、より優れた企画については提案として認めることとする。

【参考：岡山市が行う大学等との連携事業への協力】

デジタルスタンプラリーの実施に合わせ、和菓子をより身近に感じてもらうため、中区役所が包括連携協定を締結している大学等と連携した事業を行う。本事業は岡山市において実施するため、情報発信等の協力をすること。

（事業例）

- ・家庭で作れる和菓子のアイデアレシピ集作成
山陽学園短期大学健康栄養学科の学生が考案した和菓子のアイデアレシピをレシピ集にし、配布等を行う。
- ・小学生を対象とした「こんな和菓子があったらいいなコンテスト」の実施
小学生を対象としたコンテストを実施し、就実大学教育学部の学生が応募作品の選考を行う。優秀作品の表彰、管内公民館等での展示を行う。

（3）ランディングページの制作

- ①デジタルスタンプラリーの認知拡大や実施店舗の情報発信のためにランディングページ（以下「LP」という）を制作すること。
- ②LPは岡山市のホームページ（<https://www.city.okayama.jp>）等との連携が可能な構成とすること。
- ③LPはスマートフォン等のモバイル端末での表示に適した形式とすること。
- ④本事業の概要（デジタルスタンプ獲得から景品の応募への流れ）を分かりやすく掲載すること。
- ⑤閲覧者が実際に参加したいと思えるようなLPの開設・運営を行うこととし、次の要件を満たすこと。
 - ・中区管内の和菓子屋に関心を持ってもらえるように、スポットの一部の写真を

掲載するなど、視覚的にも目を引くデザインとなるように工夫すること。

⑥デジタルスタンプラリーに使用するアプリ等に遷移できるようにすること。

⑦LPの制作にあたっては、デザイン案を事前に岡山市に提出し、了承を得ること。

⑧LPの制作・運営に必要となるサーバー等のハードウェア、ネットワーク及びデータベース、ソフトウェア等は受託者が用意すること。また、保守・運営管理費用は全て当初の契約金額に含めること。

(4) チラシ・ポスターの制作

(1) で策定した本業務における統一されたコンセプトに沿ったチラシ及びポスターを制作することとし、次の要件を満たすこと。

- ・チラシは A4 サイズ（両面）：14,000 枚、ポスターは B2 サイズ：100 枚。岡山市に納品すること。
- ・本事業の概要（参加方法、対象店舗、実施期間、注意事項等を含む）を掲載すること。
- ・LP を紹介するデザインとすること。
- ・デジタルスタンプラリーに使用するアプリ等に遷移する QR コードを掲載すること。
- ・デジタルスタンプラリーの実施に合わせ、中区役所が大学等と連携して行う事業について紹介するスペースを確保すること。
- ・中区役所公式インスタグラムに誘導できる QR コード等を掲載すること。

(5) 効果的な情報発信の実施

①委託業務における情報発信

受託者が作成する LP、チラシ及びポスターを活用し、新聞、インターネット広告、SNS 等を活用した効果的な情報発信企画を実施すること。また、実施にあたっては、積極的に本事業の周知を図り、多くの参加が見込めるよう努めること。

②岡山市が以下の媒体を用いて情報発信を行うため、必要な画像の提供等に協力すること。

- (ア) 岡山市の広報紙「市民のひろば」
- (イ) 岡山市ホームページ
- (ウ) 岡山市中区役所公式インスタグラム
- (エ) 岡山市公式 X
- (オ) その他岡山市が運営する SNS

(6) 効果測定

- ・本事業の実施にあたっては、応募時にアンケートに答えた上で抽選に応募できる

ようにするなど、高い確率で効果の測定ができる仕組みとすること。なお、アンケートの項目は岡山市と協議のうえ決定すること。アンケート結果は、実施期間終了後分析ののち、データで岡山市に提出すること。

・参加者の回遊状況のデータを取得し、集計後、岡山市に提出すること。

(7) その他

本仕様書に記載がない事項についても、本業務の効果を高めるための独自提案があれば企画提案書に記載すること。

5. 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、岡山市との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

6. 協議

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に岡山市と連絡調整を行うこと。また、月に2回程度、進捗会議を開催し、専任担当者を参加させること。会議終了後には、議事録を作成し提出すること。
- (2) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は速やかにその進捗を報告すること。
- (3) 岡山市が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

7. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届

(5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

8. 知的財産権等

- (1) 第三者ソフト及びフリーソフトの著作権等、この事業を実施するにあたり第三者が権利を有する著作物を利用するときは、受託者は、岡山市が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 本業務で作成した全ての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (3) 受託者は、本業務委託範囲内で製作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務委託において製作した成果物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (5) 受託者は、本業務委託で製作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（映像、音楽、キャラクター、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (7) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も使用許諾を得たうえで譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (8) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 法令・条例等の適用

受託者は、本業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

1 0. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は岡山市に事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

1 1. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

1 2. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、岡山市に返還しなければならない。

1 3. 業務報告書

- (1) 受託者は、本業務終了時までには岡山市に業務報告書（参加者数等の分かるもの。アンケートの集計結果、把握した課題と今後の実施に向けた改善事項、その他事業者視点での事業の分析、記録写真など）を提出すること。提出する報告書は、すべて日本工業規格 A 列 4 版（一部 A 列 3 版可）にて作成し、3 部提出すること。合わせて、ウイルス対策ソフトにより検査した上で、電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM）による報告書データも 1 部提出すること。
- (2) 当該業務で制作したチラシ、LP 等の制作物のデザインデータ及び素材データを取めた DVD-ROM を 1 部提出すること。
- (3) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、岡山市と協議の

上報告すること。

14. その他

- (1) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (3) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者責任において解決すること。
- (4) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わないものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。